## 社会福祉法人の設立事務に関する要綱 新旧対照表 (令和3年4月1日改正)

			改正後							改正前				備考
		社会	福祉法人の設立事務に関する	要綱					社会	福祉法人の設立事務に関する	要綱			
$1\sim 4$	略						$1\sim4$	略						
	// H.													B// B//
	<u>付 則</u> 西領は今和	9年4日1日	日から施行する <u>。</u>											附則( 追加
<u>_ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \</u>	女   収 (3   1 / 1	<u>5 平 4 万 1 F</u>	1 2 1 1 1 1 1 2 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0											
													1	
			社会福祉法人設立認可後の必要な手続							サクタルナー 記古野宝地 の心事ちては				
	手続事項	手続の期限	社会価値点人設立論り扱いが安め上記	提出書類	関係法令等	1		工件市场	工作の世間	社会福祉法人設立認可後の必要な手続	提出書類	関係法令等	1	
	1 法人の設立登記	・設立認可書受理後 2 週間以		ル山昌秋	· 社会福祉法第28条, 第34条			手続事項 1 法人の設立登記	手続の期限 ・設立認可書受理後2週間以	要旨 (1) 登記は、旭川地方法務局で行う。	提出 <b>音</b> 類	・社会福祉法第28条,第34条		
		内	(2) 法人は登記により成立する。定款の附則で定める役員等が、法人						内	(2) 法人は登記により成立する。定款の附則で定める役員等が、法人			5 6	
	0 044 0704-17 7804	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	の設立当初の役員等となり、理事長のみが登記される。	**************************************	・社会福祉法施行規則第2条第4項					の設立当初の役員等となり、理事長のみが登記される。			-	
	2 財産の移転及び財産移転報告	<ul><li>・法人成立後遅滞なく</li><li>・財産の移転終了後1か月以</li></ul>	設立認可申請書に添付した財産自録記載の財産は、法人設立認可後法 人の所有となるものであるから、速やかに現金・不動産等の贈与を受け	社会福祉法施行細則 様式第2号様式	・社会福祉法施行編則第3条			2 財産の移転及び財 産移転報告	<ul><li>・法人成立後遅滞なく</li><li>・財産の移転終了後1か月以</li></ul>	設立認可申請書に添付した財産目録記載の財産は、法人設立認可後法 人の所有となるものであるから、速やかに現金・不動産等の贈与を受け		・社会福祉法施行規則第2条第4項     ・社会福祉法施行細則第3条		
	EISTATIO	内	財産の移転を行うこと。(認可前に設立準備委員会で寄附金の寄託を受け			1		生物取取品	内	大のが行こなるものとめるから、迷りがに残金・不動産等の贈って交に   財産の移転を行うこと。(認可前に設立準備委員会で寄附金の寄託を受け		大した関係に別ない。日本には、		
			ている場合は、それを法人の財産に移転することとなり、領収書は法人							ている場合は、それを法人の財産に移転することとなり、領収書は法人				様式
			から各寄附者に発行することとなる。)							から各寄附者に発行することとなる。)				号整理
The second	3 役員等の選任及び	・法人成立後遅滞なく	(1) 定款の定めにより(評議員選任・解任委員会などにより)評議員	1 :	<b>・</b> 定款	N		3 役員等の選任及び	• 法人成立後遅滞なく	(1) 定款の定めにより(評議員選任・解任委員会などにより)評議員	社会福祉法人役員等選	・定款		// <del>E</del> /
	役員等選任報告	・2 の財産移転報告と同時に	を選任し、評議員会により理事・監事を選任すること(理事又は理事会が評議員を選任することは無効。)。	任報告書(別紙 1)  役員等調書(別紙 1 別添				役員等選任報告	・2の財産移転報告と同時に	を選任し、評議員会により理事・監事を選任すること(理事又は理事				
*			(2) 理事・監事・評議員から速やかに就任承諾書の提出を受けること。	1, 別紙1別添2)						会が評議員を選任することは無効。)。 (2) 理事・監事・評議員から速やかに就任承諾書の提出を受けること。	役員等調書(別紙2)			
			(3) 理事の選任後速やかに理事会を開催し、理事長を選任すること。			1				(3) 理事の選任後速やかに理事会を開催し、理事長を選任すること。			e.	
			(4) 理事長は改めて登記が必要 (重任登記)。	·						(4) 理事長は改めて登記が必要(重任登記)。				
	4 不動産の登記	・法人成立後遅滞なく	(1) 建物・土地については所有権保存(又は移転)登記を行うこと。		• 登錄免許税法第 4 条第 2 項			4 不動産の登記	・法人成立後遅滞なく	(1) 建物・土地については所有権保存(又は移転)登記を行うこと。		• 登録免許税法第 4 条第 2 項	1	
	(不動産使用証明願提		(2) 設立認可申請の際に、賃貸借により社会福祉事業を実施する予定					(不動産使用証明願提		(2) 設立認可申請の際に、賃貸借により社会福祉事業を実施する予定	2			
	出)		ある場合は、必要に応じて地上権・質借権の設定登記を行うこと。 (3) (1) 及び(2) の登記に当たっては、旭川市長の証明により、登					出)		ある場合は、必要に応じて地上権・賃借権の設定登記を行うこと。				
			録免許税が免除されるので、証明の申請を行うこと。							(3) (1)及び(2)の登記に当たっては、旭川市長の証明により、登録免許税が免除されるので、証明の申請を行うこと。			-	
	5 定款変更届	・財産 (土地。建物) の登記	建物・土地を基本財産に編入するため、理事会・評議員会を開催し、	社会福祉法施行細則様	• 社会福祉法第 43 条第 3 項			5 定款変更届	・財産(土地。建物)の登記	建物・土地を基本財産に編入するため、理事会・評議員会を開催し、	社会福祉法施行細則様	<ul><li>社会福祉法第43条第3項</li></ul>	-	
		後遅滞なく(1 か月以内)	基本財産の増加に係る定款変更の手続を行うこと。	式第4号	・社会福祉法施行規則第4条 ・社会福祉法施行細則第5条				後遅滞なく(1か月以内)	基本財産の増加に係る定款変更の手続を行うこと。	式第4号	・社会福祉法施行規則第4条 ・社会福祉法施行細則第5条		
	2と3に係る提出書	類は,原則としてまとめ	て提出すること。					2と3に係る提出書	類は,原則としてまとめ	て提出すること。			1	
	er ing talah s													
	- 	<u> </u>			in the second se			The second secon					*	
							1							

改正後	改正前 The control of the control of t	
様式第1号	**************************************	
社会福祉法人設立計画書	<sup>様式第↑号</sup> 社会福祉法人設立計画書	
	江玄佃低众人改立时回自	
年 月 日	年 月 日	
(あて先)旭川市長	(あて先)旭川市長	
社会福祉法人 〇〇〇設立準備委員会	社会福祉法人 〇〇〇設立準備委員会	
<u>(削除)</u>	祖去福祉法人 ししし設立平備委員会	
		1
社会福祉法人の設立について、下記のとおり設立計画書を提出いたします。	社会福祉法人の設立について、下記のとおり設立計画書を提出いたします。	
1 社会福祉法人設立準備委員・建物関係資料	4. 处心行业计工部中共 2. 本集即泛发业	
- 社会権征法人設立準備委員・建物関係員科 設立準備委員会の名称	1 社会福祉法人設立準備委員・建物関係資料 設立準備委員会の名称	
設立準備委員会の代表者氏名	設立準備委員会の代表者氏名	
連絡先住所	連絡先住所	
電話	電話	
FAX	FAX	
E-mail	E-mail	
2 社会福祉法人設立準備委員会の事務所所在地等 事務所所在地	2 社会福祉法人設立準備委員会の事務所所在地等 事務所所在地	
電話	電話	
FAX	FAX	
E-mail	E-mail	
3 事務担当者氏名・連絡先(住所・電話等)	3 事務担当者氏名·連絡先(住所·電話等) 事務担当者氏名	
事務担当者氏名 連絡先住所	連絡先住所	
電話	電話	
FAX	FAX	
E-mail	E-mail	
4 実施予定の事業	4 実施予定の事業	
5 社会福祉法人設立の趣旨・動機等(詳しく記載すること)	5 社会福祉法人設立の趣旨・動機等(詳しく記載すること)	
別紙「様式第3号」のとおり	別紙「様式第3号」のとおり	
6 添付書類	6 添付書類	
別表「社会福祉法人設立計画書提出書類確認票」のとおり	別表「社会福祉法人設立計画書提出書類確認票」のとおり	

改正後		改正前	備考
(別紙1)		(別紙1)	
社会福祉法人役員選任報告書		社会福祉法人役員選任報告書	
年 月	B	年 月 日	
(宛先) 旭川市長 主たる事務所の所在地		(宛先) 旭川市長 主たる事務所の所在地	
まりがな 提出者 名		まりがな 提出者 名 称	
理 事 長 氏 名 <u>(削除</u>	)	理事長氏名	押印
社会福祉法人の成立に伴う役員等の選任が終了したので,下記の関係書類を添付して 報告します。	τ,	社会福祉法人の成立に伴う役員等の選任が終了したので、下記の関係書類を添付して, 報告します。	止
<b>記</b>		記	
<ul> <li>1 法人の登記事項証明書</li> <li>2 評議員の選任に係る記録(評議員選任・解任委員会議事録等)</li> <li>3 評議員会議事録</li> <li>4 理事会議事録</li> <li>5 役員等調書</li> <li>6 就任承諾書(理事・監事・評議員全員)</li> <li>7 履歴書(新たに役員となった者のみ)</li> <li>8 欠格事由に該当しないことが確認できる書類(身分証明書又は申立書等)(新たに員となった者のみ)</li> </ul>	二役	1 法人の登記事項証明書 2 評議員の選任に係る記録 (評議員選任・解任委員会議事録等) 3 評議員会議事録 4 理事会議事録 5 役員等調書 6 就任承諾書 (理事・監事・評議員全員) 7 履歴書 (新たに役員となった者のみ) 8 欠格事由に該当しないことが確認できる書類 (身分証明書又は申立書等) (新たに役員となった者のみ)	
貝となった名のみ)		良しなりに住 <i>いか</i> )	

				改工	E後											改正前					
別添1		•	役員等	5 調 書	(理事・	監事)					別紙 <u>2</u>		1	役		書(理事	・ 監 事)				•
	(ふりがな) 氏 名	生年月日 (年齢)	住所	(A	職業がに配象すること。)	役員の資格等 ( **業 経営 組跡、者	該当に〇) 事業 歳見 類見	勝与 (5 予定 ・ 予定 の有無 ・ 設立時・(8 )	種型事長への就任	<b>3</b> 元 .	区		りがな) 生年月 名 (年齢)		住、所	職業(具体的に配戴すること		学 (該当に〇) 財務 電 事業 計 規見 機見	親族等の特殊関 係者の有無 設立8	理事:	社会福祉法人の
:		( )				1806	BRE .	設立時・	(C) 有無 法人		理事	Ę.				_	inst .	ar.		当(=O) 有無 千円 ・・債遂財源	法人名
事		( )						設立時・1	千円		1 理	事	. ( .							千円 ・ 備選財源	
事		( )						股立時-6	千円 .		2 理	* ·	( -:							千円 - 儀選財源	
事		( , )		•				設立時·f			з <u>н</u>	事	( :						设立即	千円 ・	
事		( )						股立時旬			4 理	事	. ( , :						設立時	千円 ・	
事		( )						設立時・個	手円 6間が原 手円		5 理	事	( :						設立時	千円 ・債選財源 千円	
事		( )						段立時・個			6 H	_	( :						19-立8	・復選財源 千円	
事		( )						設立時・自		_	7 理		( )						設立即	- 儀選財源	
事事		( )_	·									事事	( :	-	•	.	• •				
_		( )						<del>-   /</del>		-			( )						- /	<del>-</del>	
事						· ·		/_			3 🖺		· ( . :								
			役 員	等調:	書 (評 議						別紙20					調書(評	議員)				
添2	(ふりがな) 氏 名	生年月日(年齢)	役 員		書(評)證本	社会福祉場 (社会的活頭	条從申歷等   452点	等の特殊関係の	他の法人の役員への就任状況			2	ひがな) 生年月	3		謝書(評職業(具体的に記載する	社会福祉	业関係従事歴等 活動歴を併せて が	親族等の特殊関係の有無		去人の役員
<u>\$2</u>	氏名	生年月日(年齢)			職業	() 社会福祉関	条從中壓等 親族	等の特殊関係の	他の法人の役員		別紙20	2 (5.4)	Jがな) 生年月 名 (年齢	3	役員等	職業	2+ <b>≙</b> 4≅2	活動歴も併せて	親族等の特殊関係な		
<u>\$2</u>	氏 名	生年月日			職業	社会福祉場 (社会的活頭	条從中壓等 親族	等の特殊関係の	他の法人の役員への就任状況		別紙20	<u>2</u> (ふり 氏	ひがな) 生年月	3	役 員 等	職業	社会福祉	活動歴も併せて	親族等の特殊関係の有無		
\$ 2 E	氏名	生年月日(年齢)			職業	社会福祉場 (社会的活頭	系従事歴等 報應も併せて	等の特殊関係の	他の法人の役員への就任状況		別紙 <u>20</u> 区	<u>2</u> (ふり 氏 備員	リがな) 生年月 名 (年齢,	3	役 員 等	職業	社会福祉	活動歴も併せて	親族等の特殊関係の		
<u> </u>	氏 名	生年月日       (年齢)       ( )       ( )			職業	社会福祉場 (社会的活頭	系従事歴等 報應も併せて	等の特殊関係の	他の法人の役員への就任状況		別紙 <u>20</u> 区 1 割 2 割	金属	Jがな) 生年月 名 (年齢)	3	役 員 等	職業	社会福祉	活動歴も併せて	親族等の特殊関係の	~0)	
S2	氏 名	生年月日 (午齢) ( ) ( )		(A	職業	社会福祉場 (社会的活頭	系従事歴等 報應も併せて	等の特殊関係の	他の法人の役員への就任状況		以紙20 区 1	2 (ふり氏 ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	Jがな) 生年月 名 (年齢 ( )	3	役員等	職業	社会福祉	活動歴も併せて)	親族等の特殊関係の	~0)	就任状况
	氏 名	生年月日 (年齢) ( ) ( )		(A	職業	社会福祉場 (社会的活頭	系従事歴等 報應も併せて	等の特殊関係の	他の法人の役員への就任状況		別紙 <u>2</u> 6 1	金	リがな) 生年月 名 (年齢 ( )	3	役員等	職業(具体的に記載する	社会福祉	活動歴も併せて)	親族等の特殊関係な	~0)	就任状况
長 長 長 長 長	氏 名	生年月日 (年齢) ( ) ( ) ( )		(A	職業	社会福祉場 (社会的活頭	系従事歴等 報應も併せて	字等の特殊関係の 集	他の法人の役員への就任状況		別紙 <u>20</u> I	2 (ふり 氏 ) (ふ氏 ) (	リがな) 生年月 名 (年齢) ( ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ;		役員等	職業(具体的に記載する	社会福祉	活動歴も併せて)	親族等の特殊関係の	~0)	就任状况
	氏 名	生年月日 (年齢) ( ) ( ) ( ) ( )		(A	職業	社会福祉場 (社会的活頭	系従事歴等 報應も併せて	字等の特殊関係の 集	他の法人の役員への就任状況		別紙 <u>2</u> 6 1	2 (ふり) 氏 (	Jがな) 生年月 名 (年齢) ( ) ( ) ( )	3	役員等	職業(具体的に記載する	社会福祉	活動歴も併せて)	親族等の特殊関係の	~0)	就任状况
<u>\$2</u>	氏 名	生年月日 (年齢) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )		(A	職業	(社会福祉場 (社会的活頭 記載する)	系従事歴等 報應も併せて	字等の特殊関係の 集	他の法人の役員への就任状況		以 (区 1 2 2 4 2 5 6 4 7 7 8 9	金(ふり)氏氏 一	Jがな) 生年月 名 (年齢) ( ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ;		役員等	職業(具体的に記載する	社会福祉	活動歴も併せて)	親族等の特殊関係の	~0)	就任状况
	氏 名	生年月日 (年齢) ( ) ( ) ( ) ( )		(A	職業体的に記載すること。)	(社会福祉場 (社会的活頭 記載する)	系従事歴等 観話も併せて 有無	字等の特殊関係の 集	他の法人の役員への就任状況		別紙26 区 1 評 2 評 3 解 4 評 6 解 7 解 8 解 9 辨	金(ふり)氏氏 一	Jがな) 生年月 (年齢) ( ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ;		役員等	職業(具体的に記載する	社会福祉	活動歴も併せて)	親族等の特殊関係の	~0)	就任状况
	氏 名	生年月日 (年齢) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )		(A	職業体的に記載すること。)	(社会福祉場 (社会的活頭 記載する)	系従事歴等 観話も併せて 有無	字等の特殊関係の 集	他の法人の役員への就任状況		別紙 <u>20</u> 区 1 評 2 評 4 評 6 評 7 評 8 解 9 評	金(ふり)氏氏 一	Jがな) 生年月 名 (年齢) ( ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ;		役 員 等	職業(具体的に記載する	社会福祉	活動歴も併せて)	親族等の特殊関係へ	~0)	就任状况

改正後	改正前								
別紙2	別紙 2								
登録免許税法施行規則第3条の規定による不動産使用証明願	登録免許税法施行規則第3条の規定による不動産使用証明願								
年月日	年月日								
(あて先) 旭川市長	(あて先)旭川市長								
主たる事務所の所在地	主たる事務所の所在地								
代表者の氏名	代表者の氏名								
登録免許税法第4条第2項の規定による,登記の税免除を受けるため,下記の不動産は, 法別表第3の10の項の第3欄の第1号に規定する不動産に該当するものであることを証 明願います。	登録免許税法第4条第2項の規定による,登記の税免除を受けるため,下記の不動産は, 法別表第3の10の項の第3欄の第1号に規定する不動産に該当するものであることを証 明願います。								
記	記								
証	証								
受け	受け								
よ う と									
す	t								
不   動   産	不 動 産								
上記不動産に係る登記は、登録免許税法別表第3の10の項の第3欄の第1号に該当することを証明いたします。	上記不動産に係る登記は,登録免許税法別表第3の10の項の第3欄の第1号に該当することを証明いたします。								
<u>令和</u> 年月日 旭川市長 ®	<u>平成</u> 年月日 旭川市長								
(注) 1 「所在」,「地番又は家屋番号」,「土地の地目又は建物の種類及び構造」及び 「地積又は床面積」欄は,登記事項証明書の表示事項と同一であること。 2 「具体的用途」欄は,施設の種別,名称,用途等を記入すること。	(注) 1 「所在」,「地番又は家屋番号」,「土地の地目又は建物の種類及び構造」及び「地積又は床面積」欄は,登記事項証明書の表示事項と同一であること。 2 「具体的用途」欄は,施設の種別,名称,用途等を記入すること。								